

## 幕末明治の写真師列伝 第七十四回 武林盛一 その五

この当時の武林盛一については、三島常盤が、「(前略) 予ハ明治六年七月二八日父ノ予約ニ依リ武林家ニ入門セリ、即チ余市山白村父ノ家ヨリ来レリ、師匠夫ノ外門生モ女中モ居ラザリシ写真館モナク庭ニ九尺二間斗(注ルビ: バカリ)ノ野天同様ノ写場ナリシ背幕椅子テーブルヲ並ベテ雨天ノ時ハ取入ル不便ナリシ内外ノ掃除ニ多事ナリシ 当時札幌ノ戸数官民トモ千戸以内ナリシ 開拓使本庁ハ建築中ウ七月ニ上棟式アッタ時テス、従来ノ仮庁ハ北五条東一丁目ニアリ時ヲ知ラスニ太鼓ヲ時ノ数丈打ツ 新本庁ハ一月頃落成ス五階建五階八角ノデッキナリ、私ハ師ト共ニ此ノデッキニ登リ本市全景六枚続ニ写セリ (中略) 明治六年開拓使ノ大改革以来札幌ハ大不景気ナリ、何業モ不振トナリ生活出来ス折角低利資金借受テ建テタ宅モ其儘諸方面ニ出稼シ過半空家トナリシ実ニ寂シクナレリ 私共写真業モ生計ナラス明治七年夏師匠ト共ニ漁場余市古平忍路方面ニ出稼セリ (後略)」と、『懐想録』に書き残している。

林頤三『増訂北海紀行 北海誌料』の付録(如蘭堂、明治7年(1874))には、「石狩国札幌牧場土人ノ図」が掲載されているが、この図の右端にはカメラが描かれており、その左に開拓使官員らしき人物も描かれている。このことから武林盛一もこの当時はこのような姿で撮影をしていたと思われる。

明治7、8年(1874、5)の開拓使関係の写真に関する記録を見ると以下のように、

「(七年本庁局往復) 松本大半官殿 柳田支郷 琴似邨江新築相成候、屯田兵家屋写真添十二ノ三拾四号を以委員御申越旨致承知則一覽之上東京上局江之公文モ併同所江差立申候、右写真当支庁ニモ後来之見合ニ備置度候間其地御備エ余分有之候ハ、御送与有之度、若余分無之候ハハ復写ナ里共御無心申入度此段御報旁及御依頼候也 七年十二月廿七日 二伸本条写真東京江御廻之全般ニ無之其不若、屯田兵之家屋ハ如是ナル者ト申事ヲ周知之為メ御無心申入候儀ニ付此旨、御承了有之度候也」

「(七年本庁局往復) 柳田支郷殿 松本大判官 琴似村脇江御取建相成候屯田兵家作粗落成ニ付、今回写真取之上二通り東京へ相廻シ候ニ付、一応御心得迄御廻シ申候、御熟視之上ハ別封書状一同東京へ送致可然御取計有之度此段御依頼旁申達候也 明治七年十二月十九日」

「西村小判官殿 調所幹事殿 安田幹事殿 小牧昌業殿 松本大判官 琴似邨脇へ御取

建相成候屯田兵家作粗落成之趣八十一ノ十四号ヲ以申置候所右造営屋之模様今回写真申付撮影為致別紙之通り差進候間長官殿へモ可然御開申有之度此段申入候也 七年十二月十九日」(北海道立文書館 簿書〇〇九〇五)

この宛名の4人は開拓使東京出張所在勤の者で、長官はほとんど東京在京であった。当時、開拓使札幌本庁から開拓使東京出張所との文書の往復は函館支庁経由であった。

「(八年本庁局往復) 柳田支郷殿 松本大判官 琴似村屯田兵家屋写真、客年十二月東京へ差廻候節、御一覽迄相廻候処第九百四三号ヲ以其支庁へモ後来之見合ニ備置之分、一通可差回旨御所望之趣了知則今回差廻候条、御查入有之度此段及回答候也 明治八年一月十日」とあり、東京宛の屯田兵家屋の写真を見た函館でも焼き増しの望みがあり、翌年に開拓使札幌本庁から函館支庁へ写真は送られている。この時の撮影の様子は、元鶴岡藩士の桑園開墾の一員、堀三義が書き残した記録『北役日誌』に、

「六月廿六日 快晴暑益催ス (前略) 二字頃当所ノ写真師来リ松本氏ノ命ノ由ニテ拓地所々写シ組々モ遠ヨリ写真セシム (後略) 七月十五日 朝晴天 夕陰鬱 (前略) 我長ヨリ本日拓地ニテ各組写真セシムル故暫時間来ラレヨト申来ル因テ病兵三四人ト昼食後場所へ到リ頃刻写真師ノ来ルヲ待ツ二字頃各組更ル二行ニ列シテ真ヲ写サシム前列ハ居座後列ハ起立也一写後速カニ帰リ (後略)」とある。

明治7年(1874)に竣工した屯田兵家屋の写真撮影は、武林盛一が行い、開拓使本庁を通じて東京へ報告した様子がこれからも伺われる。

また、「開拓使公文録」の記録には、

「東京幹事殿 大山少判官 金井信之 先般長官殿御帰札中伺済無号ノ八十八条中ニ有之屯田兵并酒田藩招募人数農業中之躰裁写成之真影別記之通致御廻シ長官殿江御差出有之度尤酒田県人数ハ耕耘中之躰裁ニ候得共近日屯田兵一同整列之姿ヲモ為写取候条右ニ御承知有之度候也 八年七月十七日」

「酒田県招募人数写真之儀裏ニ七ノ五十四号ヲ以申達候処一同整列之躰裁写来リ候ニ付別記ノ通到御廻シ可然御取計有之度候也 八年七月十八日」(北海道立文書館 簿書〇六一一四) とあり、屯田兵及び元酒田藩の開拓者たちの様子も武林盛一は撮影している。(森重和雄)